

# 富士市立広見小学校PTA会則

(名 称)

第1条 本会は富士市立広見小学校PTAと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は富士市立広見小学校内におく。

(目 的)

第3条 本会は平和な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛する児童の育成のため会員が協力して民主的教育の運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 家庭と学校との連絡
2. 父母と先生の連絡調整のための諸事業
3. 学校または学年を主体とした父母と先生の懇談会
4. 町内懇談会
5. 社会学級
6. 学校教育全般についての研究調査および教育振興に必要な諸事業の援助
7. 教育上必要な備品図書および設備の充実
8. その他教育に必要な事項

(構 成)

第5条

第1項 本会は富士市立広見小学校の父母または父母の代理者・理事OBおよび教職員を会員とする。

第2項 本会への入会は、入会届の提出をもって入会とする。すでに入会済みとみなされる会員については、次年度は自動継続とする。なお、会員は、児童の卒業・転校、教職員の異動などにより前項の条件を満たさなくなった場合に自動退会となるほか、退会届の提出をもって本会を退会できる。

(役 員)

第6条

第1項 本会は次の役員（理事）をおく。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 会 長     | 1 名 |
| 2. 副 会 長   | 若干名 |
| 3. 家庭教育委員長 | 1 名 |
| 4. おやじの会会長 | 1 名 |
| 5. 専 門 部 長 | 2 名 |
| 6. 専門部門長   | 若干名 |
| 7. 理 事     | 若干名 |
| 8. 会 計     | 1 名 |
| 9. 会 計 監 査 | 若干名 |
| 10. 顧 問    | 若干名 |

第2項 会の運営を円滑にするため、執行部を設置する。執行部員は、会長、副会長、各専門部長、家庭教育委員長とする。

(会 長)

第7条 会長は本会を代表し、総会、および理事会を召集してその議長になる。

(副会長)

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。副会長は専門部長を兼ねることができる。

(専門部長および専門部門長)

第9条 専門部長は、部会を代表し専門部を召集してその議長となる。  
専門部門長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはこれに代わる。

(会長、副会長、家庭教育委員長、おやじの会会長、専門部長、専門部門長、家庭教育委員、理事の承認)

第10条 会長・副会長・家庭教育委員長、おやじの会会長、専門部長・部門長、理事は、会員の  
中から理事会において選出・承認、PTA総会にて追認する。  
中途交替の場合は理事会の承認を得る。  
家庭教育委員長は、必要に応じ、補佐役として、家庭教育副委員長を選任することができる。

(理事の選出)

第11条 理事は、会員のなかから選出する。選出方法は前年度の理事会で決定する。

(会計の委嘱)

第12条 本会は会計をおき、会長がこれを委嘱する。

(会計監査の推薦)

第13条 会計監査は会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得て、決定する。

(顧問の推薦)

第14条 顧問は理事会の承認を得て、会長が推薦することができる。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

(総会)

第16条 総会は本会の最高決議機関であって、年1回開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会でなすべき事項は次のとおりである。

1. 会務報告
2. 事業計画の承認
3. 予算および決算の承認
4. 会則の改訂
5. その他必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は本会全体の企画運営および連絡等を行う中枢機関であり、その機能は次のとおりとする。

1. 理事の選出、承認に関する事項
2. 総会提出の議案作成
3. 予算および決算の調整
4. 総会で委嘱された事項の処理
5. その他必要な事項

(専門部会)

第18条 本会には生活・成人部（生活指導部門および成人教育部門）、環境・体育部（環境整備部門および体育保健部門）の2部および家庭教育委員会、おやじの会をおき、各部門の企画運営および実践にあたる。

(議決)

第19条 会議はその会の構成員の4分の1以上の出席があれば成立する。その事業は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(表彰)

第20条 本会は次の該当者に対して表彰することができる。

1. 本会に対して特に功績顕著なる者
2. 本会の運営に協力してその業績が優秀である町内
3. 業績が優秀で他の模範であると認める子ども会
4. 本校の児童で功績優秀かまたは善行者で他の模範となる者

(表彰委員会)

第21条 前条において表彰する場合は表彰委員会において審議する。表彰委員会の構成は理事会をもってこれに充てる。

(表彰の時期)

第22条 表彰の時期は総会とする。ただし、必要と認めたときはそのつどこれを行う。

(本会の経費)

第23条 第1項 本会の経費は会費および諸事業の収益をもってこれに充てるものとし、会費の額は総会において決定する。

第2項 会費の徴収は、会員の同意を得たうえで、富士市に委託する。

第3項 すべての支出は、支出決裁を経て決定する。なお、決裁の順序は、会計、教頭、学校長、会長とするが、5万円未満の支出については、校長が決裁できるものとする（教頭、学校長が会員でない場合は、この限りではない）。

第4項 会計に関する書類の保存期限は5年とする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第25条 この会の会計を監視するために、会計監査を置く。会計監査は必要に応じて会計を監査し会長および総会に報告する。

(会則の改廃)

第26条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

(付 則)

- ◎本会則は昭和55年4月23日から実施する。
- ◎本会則は昭和58年4月23日 11条および12条の一部改正
- ◎本会則は昭和59年4月21日 6条の一部改正
- ◎本会則は平成3年6月17日 10条・16条・18条の一部改正 17条の2項を削除
- ◎本会則は平成7年3月12日 10条・11条の一部改正
- ◎本会則は平成11年4月15日 4条の一部改正
- ◎本会則は平成12年2月24日 29条の追加
- ◎本会則は平成13年4月13日 6条・7条・10条・11条・12条・13条  
14条・15条・18条・20条・22条  
29条の一部改正 19条の削除  
20条以下 1条繰り上げ
- ◎本会則は平成16年4月16日 4条 23条の一部改正
- ◎本会則は平成18年4月21日 4条の一部削除 28条の削除
- ◎本会則は平成19年4月20日 11条の一部追加 12条の一部追加
- ◎本会則は平成20年4月18日 6条の一部追加 10条の一部追加 19条の一部追加
- ◎本会則は平成21年4月17日 6条・9条・10条の一部改正
- ◎本会則は平成22年4月16日 5条の一部改正
- ◎本会則は平成29年4月15日 6・10条の一部改正
- ◎本会則は平成31年4月13日 第1条一部改正
- ◎本会則は令和3年4月20日 第6・8・12・19条の一部改正 令和4年4月1日施行
- ◎本会則は令和4年4月18日 第5・6・9・10・19条の一部改正 第11条削除、第12条以下1条繰り上げ
- ◎本会則は令和4年9月27日 第23条の第2項・第3項・第4項追加。第25条の一部追加。